ホ　建設業の経理の状況
ヘ　研究開発の状況
ト　建設機械の保有状況
チ　国際標準化機構が定めた規格による登録の状況

③　資格の等級の決定方法　建設工事の種類ごとに上記②の審査事項を要素とする次の計算方式により算出された数値により別記２の⑴の②、⑵の②及び⑶の②に対応する等級に格付ける。

計算方式　0.25ａ＋0.15ｂ＋0.20ｃ＋0.25ｄ＋0.15ｅ

この計算方式における各記号の意義は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

ａ　総合評定値通知書における完成工事高評点（Ｘ１）
ｂ　総合評定値通知書における自己資本額数値の点数及び利益額の点数による評点（Ｘ２）
ｃ　総合評定値通知書における経営状況評点（Ｙ）
ｄ　総合評定値通知書における元請完成工事高及び技術職員数による評点（Ｚ）
ｅ　総合評定値通知書における労働福祉の状況の点数、建設業の営業年数の点数、防災活動への貢献状況の点数、法令遵守の状況の点数、建設業の経理の状況の点数、研究開発の状況の点数、建設機械の保有状況の点数及び国際標準化機構が定めた規格による登録状況の点数、若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況の点数、新規若年技術職員の育成及び確保の状況の点数による評点（Ｗ）

⑵　測量・建設コンサルタント等業務についての資格、資格審査事項及び資格の等級の決定方法

①　資格　予定価格の金額に応じ、測量、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務ごとに、別記２の⑷の①のとおり資格を定める。

②　資格の審査事項　①の資格についての審査は、次に掲げる事項について行う。

一　年間平均実績高
二　経営規模
　イ　自己資本額
　ロ　有資格者職員数
三　営業経歴
　営業年数

③　資格の等級の決定方法　測量、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務ごとに、上記②の審査事項を要素とする次の計算方式により算出された数値により別記２の⑷の②に対応する等級に格付ける。

計算方式　３ａ＋ｂ＋５ｃ＋ｄ

この計算方式における各記号の意義は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

ａ　別記４別表１の業種別年間平均実績高に対応する数値
ｂ　別記４別表２の自己資本額に対応する数値
ｃ　別記４別表３の業種別有資格職員数に対応する数値
ｄ　別記４別表４の営業年数に対応する数値

10　その他

⑴　会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続き開始の決定を受けた者の取扱い　建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の一般競争（指名競争）参加資格があるとの認定を受けている者であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続等開始決定者」という。）は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。なお、更生手続等開始決定者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていないときは、競争参加資格が確認されない場合がある。

⑵　合併等により新たに設立された会社等の取扱い　合併等により新たに設立された会社等とは、次の①から⑤までに掲げる会社等をいい、合併等後の経営事項審査を受けている者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。

①　合併により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社
②　親会社がその営業（建設業）の一部を独立させるために新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社
③　新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社
④　既存の建設業者が他の建設業者から営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した建設業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設業者
⑤　営業（建設業）の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社

⑶　子会社の支配人が親会社の支配人を兼務しており、当該支配人が親会社等として申請した場合又は子会社等が親会社と代理契約を締結しており、その代理権に基づいて親会社等として申請した場合にあっては、当該親会社等の申請として取り扱うものとする。

⑷　親会社等として申請する者は、申請の際に当該親会社等との関係を証明する書類を提示しなければならない。

⑸　９⑴の③及び９⑵の③による資格の等級を受けた者は、随意契約の参加資格を有する者となることができる。

別記１　申請書の提出場所

⑴　北海道センター　契約担当職　北海道センター研究業務推進室長　〒062―8517 北海道札幌市豊平区月寒東２条17―２―１　国立研究開発法人産業技術総合研究所　北海道センター研究業務推進室調達担当　TEL011―857―8434　受付時間９時00分から17時15分

⑵　東北センター　契約担当職　東北センター研究業務推進室長　〒983―8551 宮城県仙台市宮城野区苦竹４―２―１　国立研究開発法人産業技術総合研究所　東北センター研究業務推進室調達担当　TEL022―237―8010　受付時間９時00分から17時15分

⑶　つくばセンター　契約担当職　調達室長　〒305―8560 茨城県つくば市梅園１―１―１　国立研究開発法人産業技術総合研究所　つくばセンター経理部調達室　TEL029―861―2030　受付時間９時00分から17時15分

⑷　臨海副都心センター　契約担当職　臨海副都心センター研究業務推進部長　〒135―0064 東京都江東区青海２―３―26　国立研究開発法人産業技術総合研究所　臨海副都心センター研究業務推進部会計グループ　TEL03―3599―8183　受付時間９時30分から17時45分

⑸　中部センター　契約担当職　中部センター研究業務推進部長　〒463―8560 愛知県名古屋市守山区下志段味穴ケ洞2266―98　国立研究開発法人産業技術総合研究所　中部センター研究業務推進部会計グループ　TEL052―736―7020　受付時間９時00分から17時15分

⑹　関西センター　契約担当職　関西センター研究業務推進部長　〒563―8577 大阪府池田市緑丘１―８―31　国立研究開発法人産業技術総合研究所　関西センター研究業務推進部会計グループ　TEL072―751―9605　受付時間９時00分から17時15分

⑺　中国センター　契約担当職　中国センター研究業務推進室長　〒739―0046 広島県東広島市鏡山３―11―32　国立研究開発法人産業技術総合研究所　中国センター研究業務推進室調達担当　TEL082―420―8233　受付時間９時00分から17時15分

⑻　四国センター　契約担当職　四国センター研究業務推進室長　〒761―0395 香川県高松市林町2217―14　国立研究開発法人産業技術総合研究所　四国センター研究業務推進室調達担当　TEL087―869―3520　受付時間９時00分から17時15分

⑼　九州センター　契約担当職　九州センター研究業務推進室長　〒841―0052 佐賀県鳥栖市宿町807―１　国立研究開発法人産業技術総合研究所　九州センター研究業務推進室調達担当　TEL0942―81―3613　受付時間９時00分から17時15分